

第10回子どもの権利・参画のための研究会

平成20年9月19日（金）午後5時30分から
千葉県庁本庁舎5階小会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 前回までの協議経過報告について
- (2) 会長・副会長の選出について
- (3) 今後の活動計画について

3 閉 会

第10回子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成20年9月19日（金）午後5時30分から7時30分まで
場 所 千葉県庁本庁舎5階小会議室
参加委員 池口紀夫委員 市川まり子委員 岡田泰子委員 片山喜久子委員
黒木裕子委員 佐藤浩子委員 鈴木隆司委員 高橋克己委員

事務局

先月は天気の悪化のために急遽中止を致しまして御迷惑をお掛けいたしました。申し訳ございませんでした。私は本日の司会を務めます、県児童家庭課の鈴木と申します。新メンバーを迎えた第1回目の会合なので、この後、会長・副会長の選出を予定しております。会長選出まで司会進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会議は前期の会議と同じく原則公開ということになっていますので、また議事録につきましても従前通り公開とさせていただきますので、御了解の程お願いいたします。

それでは本日は新たな委員をお迎えしての初会議となりますので、恐縮ですが委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。研究会の参加の動機、あるいは普段の御活動につきましても、御紹介していただければと考えております。

では、順に池口委員の方からお願いいたします。よろしく願い致します。

池口委員

池口です。よろしく願い致します。仕事は県の事業を実施していて、中核地域生活支援センターという事業なのですが、それをNPO法人の長生・夷隅地域のくらしを支える会で受託をして実施しております。長生郡と夷隅郡市、それぞれに事務所を構えて仕事をしております。昨年度まで子どもの権利・参画のための研究会の座長を務めておりました。よろしく願い致します。

市川委員

市川と申します。千葉市中央区で一軒家を毎週水曜日10時から6時まで開放して、親子で遊びにいらっしゃい、子どもだけでもどうぞということで、子どもたちと遊んでいます。あと保護司もしてまして、いろいろ犯罪を起こした少年などとも付き合っています。最近紙芝居屋さんも10年程していて、そちらが忙しくなりいろいろイベントなどにも参加しています。子どもたちと付き合っていて、今子育て支援ということで、福祉サービスなど色々充実してき

ていると思うのですが、子どもの立場にとってはどうなのかな、お母さんを応援している事が同時に子どもの視点に立った子育て支援、子ども支援であってほしいなど日頃から感じています。よろしく願いいたします。

岡田委員

子ども劇場千葉県センター理事長の岡田と申します。私達は新千葉に事務所がありまして、県内の子どものNPOと連携しながら、子どもの居場所作り、体験活動、文化芸術の推進活動などを行っております。人権関係としましては、ママパパライン千葉という子育てのお母さん達の声を聞く電話を毎週開設しているのと、チャイルドライン千葉子ども電話と言いまして、子ども達が自分で電話をかけてくるラインを開設しております。黒木さんも御一緒しております。よろしく願いします。

黒木委員

同じく県内のNPOなのですが、岡田さんと一緒に私は佐倉の方で子ども達が元気になるように活動しております。今とてもこれは成果が上がっているなと思えるのは、子ども参画、子ども達がきちんと自分達で考えて自分達の考えた事を実行する、とそれがとても成果を上げているのですが、その成果を上げているバックアップとして異年齢交流があります。親も含めて子ども達が大人を信頼する、大人も子ども達を信頼するという異年齢の関係の中で子ども達が自分らしく、自分を出す事が出来るその相乗効果が現れていて、それがとても面白い成果だなと考えています。よろしく願いします。

佐藤委員

佐藤といいます。CAPぽけっとに所属しています。CAPというのは子どもへの暴力防止のプログラムのことで、県内の小学校、中学校、幼稚園、保育園、スペシャルニーズの子ども、障がいのある子ども、また児童養護施設などで子ども、教職員・保護者・地域や専門家達向けに、ワークショップをしています。直接子ども達と参加型のワークショップをした後に、子どもの話を聴き、そこで被害にあっていて初めて話すと言うということで通告につなげるケースも多く扱っています。他には東京のほうで女性支援のNPOに入っていて、相談員をしたり支援者講座等の講師をしたり、心理教育プログラムを開発・実施したりといろいろな事を行っています。地元では母子保健推進員として赤ちゃん訪問活動をしながら、子育て支援や虐待防止等と様々なところで駆け回っています。継続して委員をしています。よろしく願いします。

片山委員

片山と申します。千葉市の源小学校の校長をしております。

学校側は実に様々な子ども達の問題が集まっているところなんです。中には、食事の世話もしてもらえない、お風呂も入れない、そしてそのために成長が遅れている子もいるのです。保護者とよくよく話してみると、自身も子どもの頃に虐待を受けていて、虐待の連鎖みたいになってどこで歯止めをしていけばいいのだろうか、というのが普段の指導の中で教職員と悩んでいるところです。

学校が迎えに行かなかつたら不登校の子たちがいるというケースもあります。学校の手を離れた瞬間、問題を起こした子もいます。いっぱい手を掛けている時には出ない。でもその手が掛からなくなったとたん、やっぱり形として出るということは頷けることなのです。

結局人がたくさんいればいいというわけではないけれども、やはり子どもはそして親も、いつも傍に自分を理解して助けてくれる人を求めているのかなどいうのを感じます。子どもが被害者にならないようにするためにも、大人への呼びかけが大事かなと思います。

高橋委員

今年から新しくメンバーに入れていただきました、自立援助ホーム人力舎の代表の高橋といいます。自立援助ホームという聞きなれない施設だと思うのですが、簡単に言いますと、児童養護施設や児童自立支援施設、鑑別所に入って裁判で在宅となったケースの15歳以上の子ども達を引き受けているグループホームです。施設を出て独り立ちしたけれども、うまくいかないといった子ども達が15歳以上になると児童福祉の定義になかなかかからないということで、路頭に迷ってしまう子ども達が多いので、そういった子ども達を引き受けて、生活の場所と共に生活する我々スタッフと一緒に暮らしながら、もう一度独り立ちをしていくための力を蓄えようということを目的にしているグループホームです。NPO法人でしています。NPO法人人力舎と言います。私どものホーム人力舎は6名の定員です。6名では千葉県内足りないという事もあって、もう一箇所作ろうという事で、昨年4月に富里にもう1軒響の杜という自立援助ホームを始めました。今当法人では2ホームを運営しております。右も左も分からないで今日新しいメンバーということで参加させていただきました。どうか今後ともよろしく願いいたします。

事務局

皆様ありがとうございました。

それでは私どもから、今日出席しています事務局の職員を紹介させていただきます。

私鈴木の左隣から、健康福祉政策課 人権室の鈴木主幹でございます。

事務局

鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして一番右隣、教育庁教育振興部指導課人権教育室 佐瀬指導主事でございます。

事務局

佐瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

その隣が当課の石井でございます。

事務局

石井です。よろしくお願いいたします。

事務局

一番左が担当いたします、岡本でございます。

事務局

よろしくお願いいたします。

事務局

それでは議事に入らせていただきます。前回までの協議経過報告につきましては、事務局説明に続きまして、前会長である池口委員それから前委員それぞれから資料に基づきまして御説明お願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。ではまず事務局から。

事務局

それでは資料1を御覧ください。

本研究会は、平成17年度を初年度とする「千葉県次世代育成支援行動計画」

の推進のため、次世代育成支援行動計画評価・策定作業部会の下に設置された研究会です。

本研究会では、当事者である子どもの意見を尊重し、子どもの権利擁護と参画の推進を目指し、条例制定の必要性を含め検討するとともに、子どもが自ら積極的に意思表示できるようにするためにはどのようなやり方がよいのか、を検討するため平成17年8月に組織されました。以後昨年度まで9回に渡って委員の方々に協議をいただきました。

主な協議内容としましては、子どもの規定については、児童の権利条約を根拠として重視し18歳未満とする。ただし、18歳、19歳の未成年者の権利問題は議題としておくこと。

当面は千葉県内の子どもの人権状況や参画状況について調査をし、その実態を分析する作業を行うこと。

その上で課題を抽出し、どのような理念とシステムが必要なのかについて検討すること。

子どもを保護・教育の対象者としてのみ見るのではなく、子どもの権利の主体者として見ていく必要があること。

子どもの参画については、「社会参画」にまで広げずに考え、その事例収集は委員のネットワークを活用して進めること。

子どもの参画について、その考え方や検討の方向性を協議すること、等です。

昨年度は子どもの権利擁護、及び参画の推進についての方策を検討する基礎資料とするために、県内の小学4年生から高校2年生の子どもとその保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。調査内容はお配りしたアンケート調査票の資料3、資料4のとおりです。資料3は子どもに、資料4はその保護者に配布しました。

調査方法につきましては、千葉県子ども会育成連合会並びに小・中・高等学校を通じて調査用紙を配布し、各家庭により事務局宛に郵送により回収いたしました。

調査結果は、お配りした資料2のとおり「千葉県子どもの実態・意識調査」集計概要としてまとめ、3月27日の県民会議で報告しました。

子どもと保護者を一組として、計5,020部を配布し、回収数は子ども1,332人、大人1,323人で、回収率は約26%でした。回答者の性別は、子ども 男子46%、女子53%、大人 男性9%、女性89%でした。以上です。

事務局

鈴木委員がお見えになられましたので、皆様へ一言自己紹介をお願いいたします。

鈴木委員

千葉大学教育学部で准教授をしております、鈴木と申します。専門はドイツ教育学ですが、子どもの事に関係するということで、この研究会に参加させていただいております。前は放課後児童クラブのガイドラインの研究会に参加しておりました。大学の教員になったのは今から5年前で、それまでは小学校の教員、その前は中学校の教員、その前は高等学校の教員を、その前は電気会社で歯車を作っておりました。現場での経験は積んでおります。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、前委員の池口委員の方から順次これまでの御説明をお願いいたします。

池口委員

昨年度までの委員が報告をいたしますが、前置きになりますが、今日の研究会は極めて大事な会議だと思っております。その理由は、一つには昨年度までの活動というものを、今年度の新しい委員会に継承して、共有していくことがとても必要だと思います。それはこの研究会が何のために開かれて、私達は何のためにここに集まっていて、これからは何をしようとするのかということ、そのことが共有されなければ決して良い成果を生む事が出来ないからです。そういう意味で、3年近く研究会の活動をしてきたわけですが、そこで何をやってきたかという事をとりわけ新しい委員の方々にお伝えをして、質問等も疑問等も御意見等も出して頂きながら共有を図る、ということがまずは今日の研究会の位置づけとしては最も重要な事ではないかと思っております。これは共有出来ない今後の活動は推進出来ないわけですから、そういう意味で昨年度までの委員がレポートをさせていただきます。その内容は、これは必ずしも私達が動き回ったわけではありませんが、千葉県内の子どもの人権に関わる状況を統計的に見ること、それからまだ公表はされていませんが先ほど御報告がありました、千葉県内の子ども達の意識調査を少し振り返ってみようと思っております。それからそういう子ども達の人権に関わるような子どもの支援をしている団体、特に相談機関、子どもの人権を擁護するための機関、それらのところに旧委員に

調査・ヒアリングに行っていました。その結果を報告することによって、大雑把ではありますが、現在の千葉県の子ども達の状況について、またその子ども達を支援する社会的な機能というものはどうなっているのかということはある程度浮かび上がらせたい、というのがこのレポートの意図であります。その事を踏まえることで、千葉県の子ども達に今何が必要なのか、千葉県の子ども達の人権を守り、実現していくためには何が必要なのかを、今後協議して形にしていきたいという思いを持っております。つまりその前提を作る作業が、今日の研究会になりますので、その点特に新しく御参加いただきました委員の方々にはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは資料に基づいて、レポートしていきます。

まず、1ページの1。これは統計から見た子ども達の状況ですが、何と言っても第一に虐待の被害を受ける子ども達のことです。平成18年度における千葉県児童相談所の相談対応件数は1,287件です。19年度は1,616件になっているわけですから、これは激増といってもいい状況を示しております。こんなところで番付をして何の意味があるかと思いますが、しかし千葉県の状況を捉える意味で、日本全国でも6番目の件数を示しています。毎年増加の一途をたどっています。千葉県は虐待対応の施策としても、毎年多くの予算を計上して、相談体制を強化する等、児童相談所の体制強化に努めています。にもかかわらず、虐待件数がこれほど300~400件増加すると、例えば1ケースワーカーの持ちケース数は、読売新聞に発表されたのですが、一人あたり80ケースという実情は改善されません。つまり何をそこで捉えなければいけないかということ、虐待の件数そのものを減らしていかないと駄目だという事です。子どものセーフティーネットは守りぬいていくという事を政策的に捉えないといけません。虐待問題の取り組みは、市町村単位に虐待防止ネットワークが設置され、県が作成した虐待対応マニュアルに従って取り組みがなされています。

虐待対応における大きな課題は、第1に虐待死を防ぐための取り組みを強化すること。何と言っても毎年虐待による子どもの死亡事故が起きているわけですから、やはり小さい子ども達が死んではならないという事です。このための死亡事例検証の報告書も児童家庭課によって出されておりますが、なおかつこの取り組みは最優先だと思います。

第2に虐待を受けた子どもを救出した後、家族との修復への取組を強化すること。

3番目は虐待の発生をなくすための取組を強化すること。

私は、1番目の虐待死を防ぐというのが最優先だと思いますが、その次はこ

の3番目だと思っております。この取組が政策的に遅れています。私の中核地域生活支援センターの仕事からいいますと、生活支援をどれだけ実施するかによって2番目の目的が達成されていくと考えております。高齢者虐待だと多くの場合生活支援でほぼ解消していきます。

4番目は、ネグレクトケースを危険ケースに落下させないための取組を強化する。先ほど小学校の状況のお話もありましたが、ネグレクトは虐待問題の三角形の底辺を形成しております。これを危険ケースに落下させないためにどうするか、という取組も最も遅れている分野です。この取組は政策的に出来ていません。これは追々明らかにしますが、どの課題も重要ですが、虐待を減らしていく取組は最も遅れていると言えるでしょう。この取組により成果を出さない限り、いくら予算と人を投入して体制を強化しても、件数の増加が続いている限り対応は追いつかないのです。虐待を減らしていくためには、その原因の解決が不可欠です。虐待の大きな要因はたくさんありますが、経済問題と子育ての孤立化であることは、分析結果からも報告されているところです。これは東京都が初めて虐待白書を発表した時に、明らかにこの2大要因を抽出しています。経済的に困難であったり、子育てが孤立化していれば、リスクはあったとしても必ず親が子どもを虐待するわけではありません。当たり前のことです。様々な子育ての困難性があったとしても、親が子どもを虐待することを抑えるのは、子どもを大切にしなければいけないというギリギリの人権意識だと思います。私は仕事の関係で虐待ケースは途切れたことがなく、立ち会っておりますが、お母さんのお話の中で、首を絞めそうになってはっと我に返ったとか、階段から突き落としそうになってはっと我に返ったという話をよく聞きます。このはっと我に返るといふのは、人権の意識ではないでしょうか。人としての命を奪ってはならない、大事にしなければならぬという意識が脳皮質にきちんとあることによって行動を抑制する、危険を回避するという力になるわけです。そこが確立されなければいけないと思います。この事を県民のすべてが共有すべき社会的なスタンダードに広げていく事が重要です。人権についての啓発活動や人権教育の重要性を意味します。県が作成した市町村虐待対応マニュアルには、その冒頭に『虐待は人権侵害である』と明言されています。このことの指摘は画期的な意味を持ちますが、このことを県民に定着させるには、そもそも子どもが大切にされるとはどういうことなのか、についての公的な基準が明示されなくてはなりません。このことはまさに県が早急に果たすべき役割としての急務だと思います。

2、いじめに苦しむ子ども達。平成17年度の千葉県のいじめの発生件数は、1,871件です。報告されているものだけなので、これは氷山の一角だと思

います。この件数は発生率でいくと全国で2番目であって、報告されていない事態も考えると、千葉県における学校生活の環境として改善すべき大きな課題です。社会は子ども達が安全に意欲を持って学び、生活が出来るようにする義務と責任があります。文部科学省は、いじめ問題に関する総合的な取組についての指針を示しています。また千葉県教育庁は「千葉県におけるいじめ問題への取組の総点検と指導体制の更なる充実に向けた取組について」という指針を示しています。これらの指針の推進が、各学校において取り組まれていることでは、何よりも教師にも子どもにも必要な事は、違いを認め合う人権教育の実施、その基礎となる子どもの人権とは何かについて学びあい、教師と子どもと保護者がその事を共有することだと思います。

3点目は、千葉県の平成17年度の小・中学生の不登校数は4,867人であり、高等学校の中途退学数は2,593人です。いずれも全国の出現率をはるかに上回っています。このことは子どもが怠けているとか、意欲がないといった理解で済まされることなく、教育を受ける子どもの権利がまだ保障されていないという事柄として、千葉県社会が受け止めなければいけないことではないでしょうか。つまり子どもの学習権保障の問題としての理解の指針が必要であると考えられます。

4、非行に苦しむ子ども達。平成18年度中の非行少年の検挙数は、7,131人となっており、全国平均をこれもはるかに上回っています。非行行動は加害性を持つだけに被害の原因となります。その被害を防ぐ必要がありますが、非行行動を起こす子どもは基本的に被害者であり、非行の防止と立ち直りのために人権の視点で教育と福祉の支援が図られなければなりません。

5、千葉県の子どもの実態・意識調査の結果から見える子どもの状況について。これは先ほどの資料の意識調査の結果の評価に関わっております。まだ公表されていませんので、正式には申し上げられないところですが、統計結果からある程度言えることだけ6点、全部説明すると時間がありませんので、人権に関わるような部分だけ抽出して申し上げます。

第1に、「子ども達の多くがいじめに遭って苦しんでいる」は56%。いじめに遭った子どもは、自己肯定感を損ねている。自分自身がいじめに遭ったことによって、自分が悪いと思っている子どもが多いようです。いじめに遭った子どもが「いじめから助けてくれる人がいない」という回答が、年齢と共に増えており、子どもが守られていない状況が見えます。

2、多くの大人の50%程度が、子どもに暴力（殴る蹴る）を振るったことがある。そして暴力を受けた子どもは「自分が好き」という項目が減少しており、やはり自己肯定感、自尊感情を損ねています。

3、「つらい時に相談しても仕方がない」と考えている子どもは12%。子どもが大人に支えられていない、あるいは頼らない、期待していないという側面の状況がうかがえます。

4、「自分の言いたい事を我慢しているが」が「よくある」「たまにある」という回答した子どもが80%に上っております。これは子どもの権利条約の意見表明権が、本当に子ども自身に獲得出来ていない、定着していないということを示しています。自分の意見を表明して受け止められる経験が少ないのではないかと、という現状が窺えます。

5、「自分が好き」が年齢と共に減少していきます。思春期に向けて自分を肯定しにくくなっている現状がうかがえます。思春期の時期にとりわけ自分を自分で評価していく時期です。自分を見つめた時に、自分自身に自信が持てない喜びを持てないとする、その後の自立が非常に困難になります。

6、中学生の50%が「子どもの権利条約を知らない」と答えています。自分を意識し始めた子ども達が、自分の持つ権利を自覚出来ないことで、自分を大切にすることをなかなか育ちにくいということが言えるのではないのでしょうか。

引き続き6番目に、千葉県における子どもを支援する相談機関の状況を各委員からレポートしていただきますが、最初にNPO団体千葉こどもサポートネットの活動から紹介したいと思います。これはNPO法人でどんな相談活動を行っているかという、例えば実質的に高校を辞めなさい、他所に移りなさいというような強い指導を受けて困っている相談、いたずらとか算数ドリルが出来なかった、給食の配膳をこぼしたということで、罰として給食を食べさせてもらえなかったという相談、いじめをずっと受けているのだが先生がいじめる側を擁護して自分の意見を聞いてくれない、それが続いたことで心身の状態が悪くなり保健室登校をしていて学級活動に入れないという相談、野球部の活動の合宿の時の過酷な指導の事実で、子どもが脳梗塞の後遺症になってしまった問題、あるいは児童虐待の事件などです。あとはいじめが多いです。いじめを学校がなかなか解決してくれない、取り上げてくれないといった相談も行っているのですが、その取組としては、子どものサポーターが子どもや親御さんの訴えや相談内容の聞き込みをし、聞いた内容を担当の理事を中心に問題の整理をして、どういう問題が起きているかということ整理し、そのうえで学校や教育委員会、自治体へ申し入れをし、申し入れについて教育委員会、学校や施設と話し合い協議を重ね一定の解決を導き出すという活動です。大体おおむね良好に解決をしております。活動の成果としては、訴えの問題を子どもの人権の基準によって見直し整理することによって、社会的に公正な理解を共通の基

準に据えることで、話し合いと解決の道を見つけることができています。一番重要なのは、真ん中に子どもを据えて共通の基準でテーブルにつき、それで話し合いのベースを作るということが最も重要です。

2点目は子どもの人権の視点を最優先にして、関係者が努力することによって、子ども自身が自分を取り戻し元気なる、自分の意見を表明し、自分の生活と活動を開始できたことです。これが一番の成果です。なにしろ笑顔が戻る、また子ども自身が自分の意見を言うようになります。言えなかったことを言うようになります。そして学校活動に非常に意欲的に活発に戻るようになります。それから勉強をするようになります。友達と遊ぶようになります。先生とよく話をするようになります。親御さんとも意見交換をするようになります。これは本来の姿です。つまり本来の姿に戻れるのです。

3番目、子どもの立場に立った第三者が支援に入ることによって、もつれていた状態から子どもを中心にした問題の調整が可能になります。

4点目は学校、児童福祉、行政が、子ども人権の視点を意識して運営するようになっていきます。学校にとっても「良かった」と言っています。どうやって解決しましょうかということ話し合いするわけですから、確かに担任の先生にとっては厳しい反省も強いられるかもしれませんが、何よりも子どもにきちんと向き合っていくということを取り戻すわけですから、良かったとどうことになっています。

5、どこにも相談できなかつた問題が、市民オンブズパーソン活動団体があることによって相談することができます。

課題としては、任意の団体の活動なので県民全体に開かれた公的なシステムとはなっていない。それなので相談件数もごくわずかだし、知らない人がいます。どうにもならなくて1年も2年ももつれてトラブル化して、ホームページを見てきましたという例が多いです。

2、市民によるオンブズパーソン活動なので体制が弱く、解決に時間がかかる。皆働きながら行っていることが多いので、なかなか時間が避けないのです。

3、子どもサポーターが地域的に偏在しているので、本部中心になりがちである。地域の取組が必要です。

4、結着がついてからのフォローが十分出来ていない。

5、他の機関との連携がまだ狭く、特定の団体になっている。

6、法的な権限がないので、最終的な責任関係が必ずしも明確になっていない。これはNPO団体活動なので、ある意味で当然の弱点かなと思います。

それでは引き続き法務省の人権擁護委員会についての調査・ヒアリングの報告を市川さんをお願いいたします。

市川委員

8ページの資料6を御覧ください。先ほどお配りした資料です。人権擁護委員会は子どもを含めた、全ての人の人権擁護に取り組んでいる機関です。8月に、千葉港にある千葉地方法務局人権擁護課の子どもの人権相談窓口を訪問しました。人権擁護委員会に子どもの人権専門委員さんという方がいて、その方達が電話相談を主に受け持っており、直接の相談も受けているのですが、子どもの人権110番、通常は8時15分から5時15分までそこを開いている時間だけの電話相談なのですが、そのために子どもの人権専門委員を誰か必ず居るようにしているとのことでした。その時に資料を頂いてきました。これは子どもも大人も含めた千葉県内の相談状況についてまとめたもので、子どもに関わる場所は抜粋して載せています。詳しい活動内容は後で資料をお読みください。

私が聞いたのは、特に子どもの相談をどのように受けて、その相談にどう対応しどう動いているか、その事を中心にお話を伺ってきました。

1に子どもや親の相談を受ける取り組みとして、子どもの人権110番、子どもは無料ということでフリーダイヤルで開いているのですが、実際の電話はお母さんからが多いとのことでした。子どもだから無料なのということなのですが、子どもに関する相談であれば大人でもそのままお受けするということが多く、子どもに関する相談であれば大人でもそのままお受けするということが多く、いじめや部活動トラブルなど学校に関することが多いということで、また虐待問題もたまにあるということです。電話でじっくり話を聞いてあげるだけで済む場合が多くて、いじめについて学校にどう働きかければいいのかというようなアドバイスや、相談機関、教育委員会とかを別に紹介するとか、そういう取組がほとんどで済んでしまうそうです。虐待問題はなかなか名乗ってくれないと特定できなくて、色々聞いている中で探っていたけれど、とうとう特定できなかつたと不本意で終わってしまった相談もあるそうです。

それからSOSミニレターというのがあるのですが、18年に始めて、県内の小・中学生全員対象に配ったということです。去年は4年生くらいの特にいじめの問題が多い学年を抽出して配布したらしいのですが、今年は小・中学生全員に学校に配ったらしいです。(私のほっとすぺーすに来た子ども達に聞いたのですが、見たことがないと言っていたので実際にどういうことになっているのか)、学校によっては置いているだけで自由に持っていくということで終わってしまったところもあるのかなというお話でした。毎年用紙の色が変わっているのですが、中には1年も経ってきているのもあるので、配られたときに大

事に持っていてそれでもやはり書いて送る子もいるのではないかとのことです。子どもの人権専門委員を含めた人権擁護委員が地区ごとに受け取って、記名で返事を書くそうです。そうするとまたやり取りが続いて、とても有難かったと感謝の言葉が書いてあり、そういうこともたまにあるそうです。また学校には言わないで下さいと、でもとにかく誰かに伝えたいという思いも伝わってきて、切ない思いもあるそうです。こういう相談は一人だけで済む場合があるのですが、場合によっては学校に電話を入れて、こういう相談を受けているからと本人に了解の上で動く場合もあるらしいです。人権擁護委員会と名前が効果を表すところはかなりあるようで、人権擁護委員会から電話が入った、訪問されたということで、かなり訪問されたほうが緊張感を持って対応してくれるという効果があるかなとのことです。学校の先生や親から感謝の言葉も届いているそうです。

課題としては、用紙がきちんと届いていないとか、学校や市町村との連携が不十分で当事者と学校などとのパイプ役を果たしたいが、なかなか十分にできず、連携が上手く取れていないのではないかとのことです。県内10箇所では教育相談も含め直接相談を受ける場所もあるのですが、(電話相談は一括でフリーダイヤルで受けている)、人権擁護委員は県内にも大勢いらっしゃるの、子どもの相談ということで、身近なところで市町村の窓口で人権擁護委員が協力して相談を受ける体制ができればいいかなというお話がありました。このことも含め子どもに情報が届いていないかなということで、もっとPRが必要であり、サッカーの試合の時にカードを配ったりもしたそうですが、やはり人権擁護委員と子ども110番やSOSミニレターが情報として届いてないかなということでした。

その時頂いた資料に大切な事が色々書いてあったのですが、その後電話で人権擁護課長から話を伺い、丁寧にお答えくださいました。人権侵犯事件の受理件数というのが全体で577件なのですが、処理状況が全体で590件となっていて、「援助」というのが法律的なアドバイスや関係機関への紹介が94.5%で、電話の対応だけで済んでしまうとのことです。「説示」相手方に反省を促し善処を求めるため事理を説示すること、が5件で、「調整」当事者間の話し合いを仲介したのが1件でした。これは大人のケースを含めた件数ですので、ほとんどが電話の対応だけで終わってしまって、それで済んでいるケースはいいのですが、本当にそれで十分なのかなという疑問を課長自身持っているということです。具体的な取組例として、中学校の先生による不適切な発言をしたなどというのは、学校に出向いて説示ということで指導したとのことです。子ども人権110番は、通常電話を受けているのは1日1人で、そこには職員の方も

いるのですが、そこにどんどん電話が来たらとても受けきれなく、今はそれほど知られていないからそれで済んでいるのですが、本当は体制としては不十分なわけです。もっとPRして、たくさん電話がきたらさらに体制を強化しないと受けきれないということでした。

課題をお尋ねしたら、人権というものをPRし、人権侵害にはどのようなことがあるというような広報活動や人権意識を育てる人権教室など、学校に出向いて人権擁護委員が子ども達に話すなどの活動はかなりしているとのこと。しかし実際に起こっている人権侵害に対して十分な対応が出来ているかというところ、人権擁護委員会を含め国や県市町村など色々な制度があるはずなのですが、その隙間をぬって人権侵害が起き、子どものことで悲惨な結果を生んでいるのが現状です。その隙間を埋めるにはどうしたらよいかというお話がありました。その中で人権擁護委員は県内で425名もいるわけで、その人たちに委嘱しているのだけれども十分にその人たちを活用できていないのではないか。その人たちと市町村や県の色々な人権擁護の仕組みがあり、それが上手く連携して、それぞれの人権擁護システムを構築した上で国の制度としての人権擁護委員会と連携していけば、隙間を埋めて子どもの人権侵害などに対して適切な対応ができるのではないか。今のままでは不十分な状況だというのは重々自覚しているというお話をしてくださいました。

池口委員

それでは次は、県の機関である子どもと親のサポートセンター、相談を中心とした機関ですが、これについて佐藤さんお願いします。

佐藤委員

資料で12頁から15頁になります。いろいろな機関や講習会等で皆さん見ているかもしれませんが、チラシを提示させていただいています。教育相談と学校支援ということを中心にして、相談を子ども、保護者、学校の先生から受けている機関です。子どもの心の相談を中心に聞き取りをしてみました。

14頁に相談状況の19年度のデータが載っています。これは公表されている資料で、電話・来所・FAX・Eメールなどがあるのですが、電話での相談が7,774件、来所相談が7,947件、FAXが4件、Eメールが260件ということで、かなり多くの相談が寄せられている結果となります。前年度よりも若干増えてきているということです。主な相談内容は、電話相談で多いのが、友人関係が一番多く740件、不登校、情報提供や他機関紹介、家庭問

題の順番になっています。そしていじめ問題が416件きています。相談者の内訳ですが、本人からというのが2,839件、保護者からというのが3,585件ということで、こちらも多いなという感じです。電話からもありますが直接来られる方も合わせて、来所して1回50分程度の面接という形で、継続的な相談も多いそうです。不登校の相談がとて多いということで、また小学生からの相談回数が多いというのは、親の許可を取って来所相談が始まるということでは小学生が多く、それから中学生・高校生の順になっているというのが19年度のデータになっています。教育相談と学校支援ということになっているのですが、実際には19年から特別支援教育部が一緒の事業所になったことをきっかけに、相談の入口がどちらかというと特別支援に来られる方たちや、どちらからでも出来るようになって支援に結びやすくなってきているとのことでした。匿名が電話では多いということですが、結構リピーターも多いということです。いじめのフリーダイヤルは千葉ではかなり早く取り組みがありました。18年12月に携帯用カードを配布しかなり周知があり、とても増えたとのこと。今は24時間対応になったので、その部分を民間に委託しているそうです。それから、相談の今の状況は、今年度に入ってから高校生がなぜか増えていて、半期終わったところで分析したいとのことですが、春の前期の相談ということで地域を離れて新しい集団でコミュニケーションするのが苦手な子が多いのかなということ、あるいは頑張り過ぎて少し休みたいという相談が多いそうです。実際に来所して相談を継続的にということでも進めていても、保護者の許可がいるというのがネックで実現しないことがとても残念だとのことでした。保護者からは子ども問題を相談してくるのだが、その中から自分の問題を考えるきっかけとなって、継続的な相談になることも多く、あるいは医者から紹介されて相談に来たり、軽度発達障害かもということでも相談が増えて、育てにくさを抱える親がつながってきているそうです。教職員からも相談があり、学校の中の職員の中での問題、モンスターペアレンツと言われる親との関わりで困難を抱えている相談もあるそうです。

軽度発達障害でいえば、人とのコミュニケーションの環境的要因というの、行動判定で出てきたりしますので、虐待との見分けを判明するのは専門家でも本来は難しいですが、その親達がつながってきているのはとても良いことかなということ。また、子ども達が来所相談につながることで、その子のケースに合わせた関わりをしてくれる場所が増えているというの、利用している人たちからも良いと聞いています。来所相談についても周知がかなり進んだと思います。私もいろいろな学校を伺っていて、保護者ワークなどで相談に来られた時にはまず進めるのがこちらの機関であったりします。そこでよく話を聞いて

もらえるし、継続的に聞いてもらえたりするよと言いますが、学校の先生やスクールカウンセラー、教育委員会、医療機関などからも紹介されてというのがあるようです。来所相談は数回から、長いと3～4年かかることもあるということで、学年の区切で終わることが多いそうです。私も船橋市の教育相談研究会に入っていて、ここの相談員の方と一緒にサポートセンターでの相談事例検討会をしているのですが、そこでとても丁寧な対応を相談員たちはされているなという感じがします。

教育相談という分野からしている相談機関なので、不登校というような問題や友達とのことで悩んでいる子ども達が学校に復帰し、楽しく学校に通えるようにということを方向付けとしてあります。少しずつ自分のペースで、子ども達が孤立した状態から仲間作りをしていくということで、来所相談だけではなく、企画として「サポセン」というのを年に何回か開催していて、そこに参加を呼びかけているそうです。そこには企画・運営・実施をするスタッフというのは、実際不登校を経験した3人の先輩達、あるいは不登校親の会の出身の親2人からなるので、そういう意味では経験した人の話、あるいは話をしてもとても共感を受けやすいというのが特徴で、独自の事業として参加を呼びかけているそうです。それから、「高校生の居場所作り」という企画をしたり、多くの人とは話せないという子どもには「サポートルーム」という所で、1対1で話せるスペースを作ったりと、そういう子ども達の居場所になっているということです。そういう経験者たちから聞くということは、自分が悩んでいるようなことは自分一人ではないことや、そこからどんな風に日常的に行動を変えていけるかというヒントに繋がるのかなと思います。メールやFAXはまだ少ないということですが、選択肢としては用意していますということです。

対応の仕方は、相談員はとにかく話を傾聴するということをしています。こうしなさい、ああしなさいと言うよりも、本人のこうしたいけどこうできない、こうされた時にこんなに辛いというような自分の気持ちを吐き出す場所ということで、たっぷり話をすることから回復の一步に繋がっていきますので、それをとても丁寧に対応しているようです。私もいのちの電話や他の相談機関で相談員をしていて、いじめのことや不登校・引きこもりで苦しんでいる方たちと長期で関わっているのですが、大人になってから取り戻して回復していくにはとても時間がかかるし、お金もかかるし、専門家も必要なので、子どもの時に受けた辛いことをどれだけしっかりと受け止めてもらうかという経験があるなしには人に対して信頼する事、あるいは自己信頼、自尊心へ結びつく大事なことだと思います。虐待の連鎖を考えてみても、子どもの時に虐待を受けた人が、大人になって虐待をするかしないというのは、する人が3分の1の33%と言

われています。しない人は67%で、それは子どもを産まないとか、色々な依存症になっていたり、心身の治療中でいたりという人を含めますが、3分の2の人がしません。何がきっかけでそこが分かれているかという、辛かった子どもの時の虐待体験を信頼できる人にたっぷり聞いてもらえたかどうか分岐点だと言われています。特別な専門家までいなくても本当は身近な信頼できる大人でいいので、あなたはそんな大変なことがあったんだね、よく生きてくれたね、というような傾聴をしていく必要がとても大事だと思いますので、それを丁寧に行っているかなと感じています。実際に利用した人たちからよく私も話を聞くので、受けてもらったという事が回復へと本当に繋がっているなと思います。また子どものことで、保護者から学校に対する希望など出されてきた時は、直接入らないで市町村の教育委員会あるいは県の教育庁の指導課などを紹介しているということです。もちろん守秘義務があるので、独自に勝手にするということはないそうです。

対応の評価は、周知がとても進んでいることと、リピーターや継続相談が増えているということです。しかし9時から5時の間で50分ずつの来所相談や、とても長期になることが必要になるとマンパワーが足りないということがあります。また、色々な事業を展開しているのでここで出来ることの限界があること、県内には1箇所なので通ってくるのが遠いことなどから、早く地域にここでやれることを戻していけたらということです。あるいは学校の中で出来るように、現場の力量を上げていく必要があるだろうということでした。今は、そのモデリングとしてはかなりなってきたかなということです。

学校や支援活動でスクールアドバイザーという事業であったり、それらを通じて地域や学校でそれが身近なところで出来るように方向性を目指しているようです。課題の方へもつながっていきますが、ネットワークなどいろいろな問題が関わってきているので、他機関との連携ということで教育庁の教育事務所あるいは児童相談所、市町村の福祉関係を交えて年に2回事例検討会をして共有化を図っているそうです。顔の見えるところと繋がっていくということを大事に考えていると言っていました。虐待や軽度発達障害や不登校に関する研修や相談員のスキルアップを目指し、多様化する問題に対応できるようにしていきたいとのことです。

相談員のスキルアップということで人権学習をしてほしいという話をしましたが、私は暴力防止の立場で人権教育をしていますので、被害者の視点をしっかりと据えて、加害者責任のことや、かけがいのない子どもであること、その子どもの力を信じてエンパワーメントしてくという考え方を持っていただけると、その辛かったことを共感するだけではなく、「辛い思いをしたね」というこ

とからその先の生きにくさを克服していくことに繋がっていける部分が出てくると思います。回復していく力という意味のレジリエンシー・あるいは情報をどう読み解くかのメディアリテラシーとかそういう部分を一緒に勉強したいね、という話をしてきました。何よりも相談に繋がれない、伝えられない子ども、相談機関があっても子ども自らが来ることが出来ない子ども達に問題が大きくあると思うということです。実際に小・中学生の自殺が増えているデータ的には4日に1人ということで、その子ども達に何ができるかと一緒に考えました。11歳の子が鬱症状をもっているのが10.7%と報道されていますので、いじめで自殺するような鬱状態の子どもは周知されていると思うのですが、そういう生きる力を失っている状態の子ども達にどんな事ができるだろうかということで、学校など繋がっていない相談先がもっと同じように知られることも大事だということでした。

私がいのちの電話をしている時に子どもからかかってくるのは、自殺のことも多いですが性の問題がとても多いです。そういったことはどうですかと尋ねると、性の問題はなかなか話づらいことのように少ないかなということと、またそれに対応する相談員のスキルというのもまだ足りないかもしれないとのことでした。思春期の子どもは特にこの部分の受け皿が少ないですから、対応していけるといいです。

県の機関としては、かなり周知が進んで繋がってくる人も増えているというのが印象でした。学校の先生達もこの機関に入って、また現場に戻っていくということで、その先生達がいると色々連携が取れたり、学校現場での相談が受けられる力量があがったりするようになり、学校内での保護者と子どもと先生方との関係の修復が現場で可能になりここがモデルとして調整役をしていけるくらいの方を目指していきたいということでした。本当につながる子ども達はいいですねと実感していましたが、結構長期的に関わってもらえる機関としては大事なところをだという印象がありました。

池口委員

ありがとうございます。それでは次に児童福祉の拠点である中央児童相談所のレポートを岡田さんをお願いしたいと思います。

岡田委員

資料の8の16～18頁です。8月21日に中央児童相談所長にヒアリングしました。中央児童相談所は天台にあるのですが、相談所の前に大きい公園があり、私がベンチで見えていたら、普通の親子も沢山遊びに来ているけれど、児

児童相談所の保育士さんに連れられた子ども達がそこに遊びに来ていました。なんとなく下を向いて、とぼとぼついて歩いているような感じで少し元気がないかなと思ったりしました。入っていくと小学校4年生くらいの男の子が、体が弱くて歩けなくてお父さんにおんぶされて「お家に帰ろうね」と言ってお母さんは後ろから荷物を抱えていて、家に帰れて良かったな、あそこが生活の場である子ども達もいるのだなというのが実感でした。

児童虐待の相談件数ですが、グラフの1を見ていただくと、平成19年は1,616件で年々増えています。全国で6位、そして全国との差を見ると、所長は、通報で知らせる件数が増えたと捉えていますということで、今まで千葉県は少ないのではないかとということがあったので、埋もれていたケースがきちんと出てきたと捉えています。今ちょうど全国と千葉県と同じくらいの件数ということは、一つは通報への意識の高まりがあるのではないかと思います。さらに平成20年度の7月末で、既に910件の通報があっていて、昨年の164%ということで急速に増加しています。平成18年より、DV家庭で子どもが両親のDVを見るのが心理的虐待だと捉えられて、通報が義務化されたので、警察などからの通報も増えているし、子どもの頭の怪我などの病院からの通報も増えているのが現状だということです。所長自身が実感として捉えていてとても問題だと思っていることは、10代の妊娠、出産の相談が増えているそうです。先月の千葉日報に10代の出産件数が707件と出ていましたが、とびこみ出産、母子手帳がなく、子どもが欲しくて生んだけれども育てられない10代の人が増えているということでした。

相談内容についてはグラフ2を見ると、虐待の内容では身体的虐待、次がネグレクト、心理的虐待、性的虐待の順に多く、被虐待児の年齢が一番多いのが小学生、3歳から学齢前、3歳未満が次に続くと言う結果でした。誰が虐待をしているかという点、実母と実父で86%を占めているというのが実態です。

通報があった時の対応については、児童相談所の役目は3つあり、1つが相談、2つ目が調査・判定、3つ目が保護ということです。相談というのは虐待ばかりではなく、資料27ページのグラフを見ると、一番多いのが心身障害の相談で51.5%、次が育成で17.6%、3番目が虐待で15.7%、非行3.4%の順です。誰が相談してくるかという点、一番多いのが家族・親戚からの相談で、次が市町村の行政課、次が児童福祉施設や指定医療機関からの相談が多いということです。何歳の子どもについての相談かという点、一番多いのが5歳で、ちょうどこれから学校に入る時期でどの学校を選択するかなどの時期だと思うのですが、次が14歳、中学2年生くらいの思春期真只中で反抗期などの時期が次に多く相談があるようです。それに対する児童相談所の体制

なのですが、県内に6つある児童相談所全体で前年度は職員が201人いて、プラス非常勤などの専門の方がさらに200人いるので、400人くらいの体制で通年児童相談所は運営されています。しかし少しずつ職員は増えているけれども、人口比でいくとまだまだ千葉県はけっして十分とは言えないということです。もうあっぷあっぷの状態とのことでした。

活動の課題については、虐待が起きた時にどうするかということも現実に大事ですが、そうしない環境をどう作っていくかが本当に大事であり、いのちの学習を誰が何をするかの課題があります。特に大事なものは乳幼児期で、「あなたのこと、丸ごと好きよ」というメッセージを毎日毎日送りつづけて、「自分はこんなに大切にされている」という感情をどうしてもしっかり根付かせなければならぬとのことでした。今家庭の機能が弱まっていて、通報後のサポートも、本当に大変な親御さんには地域の人が付き添って一緒に役所に行って手続きをしたり、子育て広場に付き添って行くような、一つ一つ寄り添っていくことで、自分でできることを覚えていくところまでしないと実際の成果は上がらないとのことでした。思春期に子ども自身が親の暴力を自分で訴えるケースが少しずつ増えてきていて、それはすごく良いことではないかということです。

10代の望まない妊娠、出産については、思春期の人の自尊心が低くならないこと、自分は大切にされている・かけがえのない自分という実感が無いと淋しさから優しくしてくれる人に付いていき、そしてどうせ自分は汚れているというなげやりな気持ちが湧いてくると、逆に子どもがいれば淋しくないのではないかと出産に希望を持って出産したりするのだが、実際は産んでも育てられない現実がすぐ追ってくるということがあります。

社会的擁護を必要とする子どもの増加の課題が、18頁のグラフの3ですが、児童養護施設も乳児院も限られた数しかないので、その中でどういう状況が生まれているかということ、保護されている施設入所児童が929人います。キャパは全く変わらない中で、ぎゅう詰め状態で乳児院もいっぱい、児童養護施設もいっぱい、そこに入れないうち子ども達が長期に児童相談所で生活するとそこで勉強をしても学校に行けないという期間が長くなり、おおむね2か月まで児童相談所で暮らすことが守られず、長期化している問題があるということでした。特に大きい子ども達が、例えば頑張って高校の入試に受かっても、お母さんが子どもを大嫌いと言って放棄してしまい児童相談所で暮らさざるをえない。そこから高校に通えず、結局中退せざるをえず住み込みで働かざるをえなかった。職員も必死で頑張ったけれど、子どもと泣かざるをえない状態があり、この子達をサポートする体制がほしいということでした。

乳幼児の里親が少しずつ増えてきていて、平成14年の87人から平成19

年の149人と増えています。本当に優しい職員が乳児院でお世話をしていますが、寝る時と朝起きた時に違う人がいるよりも、できるだけ家庭的な環境でせめて3歳になるまでは養育したいなということで、「養育里親」がもう少し増えてくると、という願いがあるそうです。

所長が特に実感されていることは、最近乳児院に入ってくる子どもの身体の緊張はすごいようで、横抱きのだっこを嫌がるので縦抱きのだっこしかできず、一般的な保育園でもこの傾向はあるそうです。思うにお腹の中でもDVを始めとしてお母さんのストレスがあり、ゆったりと育てて出てこない赤ちゃんが緊張が強いのではないかと感じるということでした。乳幼児期の育ちをしっかりサポートすることで、ひいては、しないままで育った時に起きる問題、それへの福祉の経費増をおさえることもできるので、とにかく乳幼児期を大事にということです。

私自身が感じたことは、かけがえのない「いのち」「自分の存在」を子ども自身が知り、もうすぐ子どもを迎える家庭が知り、子どもが生まれてからも知る、このことをステージごとに教育を受けるチャンスがあることが必要かなと思います。先ほど人権擁護委員会との連携もありましたが、教育や福祉、医療分野が横断的に取り組めたらいいなと感じました。そして困難に直面した時に、相談したり駆け込んだりしても良いのだというメッセージを、実際に子どもと親に届くかたちで広報する事も大事です。また実際の相談・救済のシステムの充実、施設・人員・里親、そのための財源の確保が求められているのではないかとヒアリングをして感じました。

池口委員

ありがとうございました。千葉県弁護士会子どもの権利委員会に黒木委員が行っていただくことになっていますが、今日は間に合わなかったので、この次には報告できると思います。

長々と報告が続いてしまいましたけれど、この点はどうなのだとか、報告を聞いてこう思ったとか、そういうことがあれば特に新しいメンバーの方々からお願いしたいと思います。

事務局

いかがでしょうか。これまでの活動経過、委員の皆様の思いなど今の報告に集約されているかと思いますが、御質問や疑問点、あるいは事務局への質問でも構いませんが、何かございましたら。先ほど池口委員のほうから長々と報告とありましたが、こういう機会を持ったのは、共通の認識の土台の上で後期は

新メンバーを加えた委員会をスタートさせたいという思いだということがありますので、まずは共通の認識を持つという点で疑問点やさらに聞いてみたい点がありましたらお願いしたいと思います。

高橋委員

初めてなのでぶしつけな質問になってしまうかもしれませんが、御報告頂いた各施設・各機関の状況はとてもよく理解出来て、中身もよく分かったのですが、この4つの機関を選択した理由というのはなぜですか。

池口委員

今まで日本での子どもへの支援、特に子どもの人権に関わる支援というものは、基本的に相談活動が中心だったと思います。現在も中心だと思います。各自治体の窓口や教育センターなどが今まで中心となって子どもに関する相談を受けてこられた。子どものことで悩んで困っていた場合、そういう所に相談に行くということが、何も権利侵害に限らずトータル的に子どもの問題はそこで受け付けて、問題の解決を図るというのが千葉県に限らず日本の社会、戦後の施策だと思います。徐々に民間も出てきたし、市町村独自のものも出てきましたが、戦後の流れの中の拠点といえば、児童福祉でいえば何ととっても児童相談所であります。それから教育でいえば教育センターでの活動であること、これは大きな柱だと思います。直接的に子どもの権利擁護の活動でいうならば、やはり法務省だろうと。もともと人権を司る政府機関であるので、そこが拠点であるということで企画しました。一部、直接子どもの権利擁護の相談を民間で出てきたというので、千葉こどもサポートネットを取り上げました。それからやはり専門機関としては弁護士会を抜きには出来ないの、弁護士会の子どもの権利委員会ということで設定したわけです。もちろんそれ以外に様々な相談機関があることは承知しています。

片山委員

調査や報告を聞いて、非常に気が重くなりました。これが現状ですよ。何とかしないといけないと切実な問題ですよ。

鈴木委員

電話の相談が多くて電話で解決するといわれましたが、解決するというのはどういうものをいうのかなと思います。資料に出ているのは件数や種類ですが、質的な深さというものは、電話で少し話を聞いてもらう程度で済むものと、非

常に深い大変な問題と、かなり今起こっている問題は両極端化しているのかなと、それに対してそれぞれどう考えないといけないのかなと思いました。ひとつ、解決してしまうのはどういうことでしょうか。

市川委員

必ずしも解決はしてないだろうということで、人権擁護委員会は救済機関で、電話を受けてその中で動いたらよいケースについては、動くというスタンスではいるということなのですが、電話でそこで切られたら「ありがとうございました」と切ってしまうとおしまいだし、深刻なケースだと実際に動くので、開始件数というのは電話相談の中や直接来所して相談を受けた、その中で実際に受理するわけです。ただ話を聞いただけだと受理にはならないようで、その中で人権侵害のケースとして受理したと判断したのがカウントされているらしいです。なので、いじめの件数や児童虐待がカウントされる以外のただ電話でおしゃべりだけで終わってしまったとか、お母さんの相談で「学校で子どもがいじめを受けているけど、学校は取り合ってくれない」とか、本当はそういうのを受けたらお会いして実際にどういう対応をしたらとまでいけばいいのですが、受け手の方もそういう形にできてないようです。よほど深刻だと、では調査しましょうとなります。本当は救済機関としての機能を十分果たさないで、電話で終わってしまい向こうはそれ以上見えないと、軽いケースなのか、本当はもっと動かなければいけないケースなのか、その辺が相談で終わってしまうということを、電話の受け手の人もある程度不安があると言っています。電話相談でももっと本当は動くべきだったのではないかと、虐待の相談なのだけれど、住所や電話番号など言わないで切ってしまうと、その後児童相談所などで調べたけれどどうとう分からなかった—ということもあったとか。それは、きちんとした救済機関の電話としてではなく、子どもの人権110番が話を聴く相談電話になってしまい、実際に動いて救済しますよ、間に入りますよというように電話をする相手にも情報として伝わっていない所があるのではないかと思います。

池口委員

鈴木委員がおっしゃっているのは、私が働いている中核地域生活支援センターでも相談活動をしているのですが、終結というのがあります。管理上ケース分類をするのですが、私のところは8つくらいに分類していて、最後に終決というのがあります。ケースを終結するというには、一定の基準が必要です。

鈴木委員

そうですね。お話を聞いていて電話で話をしてそれで済むのだったら、たぶん電話しなくても済むと思うのです。つまり基準がないというのはそういうことだと思います。一つ思ったのはチェックというのがあるのかなと思いました。本当に終結したということを相談員の方が最後までチェックしないといけないことになっていて、それで解決したといわれるのか。どうなっているのかなと疑問に思いました。

市川委員

解決というのではなく、援助で終わっている意味合いもあります。

池口委員

ただ公式的に言えば、援助が適切だということなのです。いろいろあって、一方で厳しい勧告という終結もあるので、それは必要ないということですから。援助という形でアドバイスや紹介したりすることでいいのだという判断ですよ。ね。

市川委員

子どもの人権専門委員が中心となって相談を受けて、職員の方は別にいます。調査になるとその職員の方が人権擁護委員も協力するかたちで動いているらしいですが、ただその職員も課長・係長とあと3人しかいない。本当にこの体制では十分な活動はできませんと、そことしてもこれでいいのだろうかという思いを抱えているということでした。人権擁護委員は委嘱ボランティアで動いて、人権啓発活動を委嘱しているというような位置づけとなっています。本当のオンブズパーソンという、こちらが期待するのは調査して必要な調整活動をしてほしいと思うのですが、実態としては相談を受けただけで終わってしまっているかなという状況です。人権擁護委員も電話相談で受けて応対してそれでいいのだろうかという思いもお持ちでした。人権救済活動までなかなかいかないような感じでした。

池口委員

全体として子ども政策のレベルをどう評価して、現状はどこまできているのか、その成果をどのように県民は享受しているのか、しかしそれだけでは足りない課題とは何なのかということについて今回のヒアリング調査である程度明らかにしたいという意図がありました。

今聴いていてまとめをしましたが、時間がかかりますので、今後の必要なシステム作りを基礎資料として改めて提案したいと思います。今質問があったような点を含めて課題は何なのか、現状の千葉県社会における子どもの相談機関、権利擁護機関活動の成果と課題を踏まえて。

事務局

後は今後の会議等で随時していただくということでこの場はよろしいでしょうか。

次に今後の計画となりますが、これについてこちらの方から案を説明でもよろしいでしょうか。それとも皆さんから先に案があれば受け賜ります。

池口委員

旧委員の話合いについては、8月に2回非公式の打合わせ会議を行いました。その中で一致している意向としては、この研究会がどの段階までできていて、今後どこに行こうとするのかですが、今までの3年近い活動を通じて一定の結論は出すべきであると思います。一定の結論の内容というのは、先ほどからの報告の中で出ていましたが、子どもの相談を受けた場合でも相談内容を解決するとか終結するという場合にどういうことを基準にして相談内容を判断するかということです。一定の基準が必要です。つまり総括的にいえば、子どもを本当に守り大切にするとということはどういうことなのか、ということについての指針が必要であると思います。それを形にしようということが1点。2点目は、子どもの権利を守り推進するためのシステムはどういうものなのか。その中にオンブズパーソンシステム等も当然想定されますが、推進するシステムを作っていく。大きく言えばこの2点を明確にする作業を行っていくことを、半年の活動を通じて実施すべきではないかと考えています。それをどういう施策として具体化してくかは、今の作業を行いながら判断しましょうというのが一致した意見だと思っております。何か補足はありますか。

今日は県の人権室の方もいらっしゃいますが、人権施策はこの数年間の流れを見ると、県の人権指針を作って発表されました。その時子どもの人権についてもヒアリングを受けましたし、私の活動している団体もヒアリングの対象として呼んでいただきました。それが総合的な人権の指針となるというふうに県民から当然理解されると思いますが、どんな福祉計画もそうですが、その後個別計画・個別指針というものが流れの中で実施されるのが当然だと思います。子どもの人権に関する指針を明確にするのが、我々の研究会の活動の課題であるというのが1点目。宣言すればいいだけではなく、実際にそれが具体化され

なければ何の意味もないわけで、それを具体化するためのシステムをどうするかというのが2点目になると考え、提案したいと思います。

事務局

只今の提案について新たに加わられた議員から御質問・御意見等ありませんか。

池口委員

具体的にいえば次回の研究会ではその事を先進、他県・他の自治体で既に全国的に出来ているので、そういうものを共有するという意味で勉強会をしたらどうかと思います。他の自治体の条例の理念の特徴とその意味について勉強していくことが必要と考えます。それで、千葉県ではどんな指針が適切であるとか、我々自身それぞれの現場の方々、市民団体であったり専門機関であったり福祉機関であったり、それぞれの分野から出てきた問題意識を通して、こういう指針が必要だということを提案しあいながら取り掛かってみたらどうかと思います。その先どうなるかは分かりませんが、取り掛かってみて、それから学者の鈴木先生もいらっしゃいますので、どういう整理の仕方をするといい等のアドバイスもしていただきながら順次取り組んでいきたいと提案したいと思います。

事務局

ありがとうございました。今回は順次共通認識を積み上げるために、第一段階は外部の人を招いての勉強でどうかという御提案を頂きましたが、皆さんいかがでしょうか。

では今回はそういう方向で開催ということによろしいでしょうか。

またご希望のテーマや人については皆さんから御意見を頂きたいと思います。具体的に日程なのですが、最終決定とはいきませんがおおむねこのあたりという日程はありますか。なければ事務局で全員に御連絡をして、日程調整をさせていただきます。皆さん御多忙ですので、改めてこちらの方で日程の候補日を多めに取らせてその中からということにさせていただきますのでよろしくどうぞお願いいたします。

鈴木委員

問題が複雑で多岐にわたってっていますので、今までの経過を見せていただくと、このペースでは無理だと思います。前回した学童保育は月3回行っていました。それくらいしないといけないと思います。日程調整をせめて一月以内

に出してもらわないと、間に合わないと思います。何をするにしろ形にするということは皆さん了解いただいたわけだから、形にするのはそんなに簡単なことではありません。少しペースを上げた方がいいと思います。

事務局

ではペースを上げると言う事を前提に日程をお伺いしますので、可能な日を御回答いただければと思います。

次にイレギュラーですが、最後となりましたが、この会の会長と副会長の選出をお願いしたいと思います。規定ではお示ししました作業部会の要綱が準用されますので、委員の皆様の互選ということになっています。どなたか会長・副会長を御推薦いただく、または立候補していただければと思います。

岡田委員

推薦させていただきたいと思います。この研究会をずっと引っ張ってきた池口さんに引き続き会長をお願いしたいと思います。そして放課後学童保育のガイドラインを具体化させてくださった鈴木先生に副会長をお引き受けお願いしたいと思います。皆さんいかがですか。

(「異議なし」との声あり)

事務局

それでは会長が池口委員、副会長が鈴木委員で御了解いただいたということによろしいでしょうか。席を移動いただいて一言ずつ御挨拶をお願いします。

池口会長

私は千葉県福祉の仕事をして45年くらいしているのですが、一番多いのは児童福祉の仕事をしてきました。また児童福祉施設で働いていましたので、先ほどの社会的養護のレポートなども胸が締め付けられるような感じがします。また障害児の仕事をして8年くらいきて、障害者の仕事も1年ほどしてきました。地域に住む一人ひとりをケアして守っていくのが基本にならなければいけないという考え方です。その事を通じて、誰一人として見捨てられる事のない千葉県社会にならないといけないというのが私の願いです。その中でも先ほど虐待の話をしてしまいましたが、どんな大人にとっても子どもの時に子どもが苦しむ、死んでいるというのは耐えられません。自分の子どもが病気になったら本当に辛いし、ましていじめや虐待に遭うというのは本当に辛い事です。それだけは何と

かしたいし、向こう100年子どものための建物を作りたい。子どもを守るための建物は、まず土台を作ること、では土台とは何なのかということになります。それを県や市町村や民間、住民組織、自治会のすべてのレベルで土台を作れたら、子ども達に少しは笑顔がもどっていくのではないかなと、大人も幸せになれるのではないかなという思いを持って参加させていただいているだけで、まとめる力も知識も全く弱いので御迷惑をかけてきたな、研究会も推進できていないと思います。

鈴木副会長

私も少し前は小学校の教員だったのですが、大学に行ったらこういう立場になってすごくやらなければなということは考えています。ただすべて全部が大解決するというのは絶対ありえません。そうするとやはり我々の中で何をこそ最優先させるのか、そのために絶対必要なのは、先ほど会長も言われました「理念」だと思います。それが崩れてしまったらどうしようもないので、そのことをまず大前提にしながら、しかも理念だけで終わってはいけないという難しいこともあるので、それを大事にしながら何らかの形でどこかで判断をしないといけない。整理をしないといけない。最終的には形にしないといけない。私の専門は、権利条約の直接の専門ではないのですが、整理にしたり形にしたり判断をしていくというのは今の私の仕事の一つだと思うので、会長と2人3脚でみなさんと一緒に考えながら、とにかくきちんと形にして収めることを目指していきたいと思います。

事務局

ありがとうございました。それでは最後に課長から一言。

児童家庭課長

新しい方もいらっしゃるので、ひとつだけ。この前会長さんからも本当はもっとたくさん会をやりたかったのに、なかなか事務局が動いてくれなかったというお叱りをいただいたのですが、これは私どもとしても実際なかなか会を設定出来ずに、御要望を頂きながらお答えできなかったことは反省しております。今回、先ほどもお話がありましたが、できるだけ多く開きたいということで、皆さんが全員揃うのは難しいかもしれませんが、私どもとしてもできるだけ皆さんの御期待にそえるよう設定等については努力はしていきたいと思います。よろしく願います。日程調整はなかなか難しいので、全員揃うのは難しいかもしれませんが、参加のできる方の中で進めさせていただくことがあろうか

と思います。欠席された方にはできるだけ情報提供を速やかにしていきたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

この前別の機会に県の対応についてお話があった時に、今のような状況で私どもが県立の施設も含めそれ以上進まないのは、むしろ県として虐待をしているのに等しいのではないかと。養護施設もなかなか進まないという状況を踏まえれば県としてもっとやるべきことはたくさんあるのではないかとという御批判を頂きました。現実にもそういう状況に置かれているということは否定しがたいことでもありますので、私どもとしても努力はしていきたいと思っております。この研究会の中でもいろいろな御意見がありますので、なかなか全てにお答えしえるのも難しいことでもあります。それは率直に皆さんにお話して、中で議論を進めていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。今日は遅れて申し訳ありませんでした。

池口会長

大事なのは方向性を共有することだと思ひますので、そこは大事にしたいし、私は委員同士だけではなく事務局とも今まで以上に緊密な連携を取りながら、事務的な準備・御苦勞をお願ひしたいと思ひます。私も鈴木先生がおっしゃったように、放課後児童クラブのガイドラインを作るプロセスを聞いて感動したのですが、やはり理念・考え方と想ひ、これを共有した時に前に進めるのだと、これは研究会だけでなく実際の相談活動が全くそうなんです。保護者の方や地域の関係者、施設、学校、子ども、そこで考え方の方向が一致した時にぱっと進めるのです。そういう意味では、本当に理念をきちんと立てて進む千葉県になりたいですね。よろしくお願ひします。

事務局

夜遅くまでありがとうございました。次回以降も引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。